平成２１年（再口）第１号

石川県かほく市宇気ツ22番地50

再生債務者　小林　　香

1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成21年８月10日まで

平成21年７月13日　　金沢地方裁判所

平成２１年（再口）第１号

長野県北安曇郡白馬村大字北城14920番地264

再生債務者　増田　忠昭

1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成21年８月11日まで

平成21年７月14日　長野地方裁判所松本支部

平成２０年（再口）第１４１号

大阪府枚方市招提中町２丁目33番６号

再生債務者　綿山　愼二

1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成21年８月11日まで

平成21年７月14日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再口）第１号

三重県名張市百合が丘東１番町125番地

再生債務者　松井　修治

1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成21年８月12日まで

平成21年７月15日　　津地方裁判所伊賀支部

企業年金基金設立公告

厚生労働大臣の認可を受け企業年金基金を設立したので、次のとおり公告します。

1．企業年金基金の名称　公文企業年金基金

2．事務所の所在地　大阪市淀川区西中島五丁目６番６号

3．理事長の氏名及び住所　亀井　正雄　大阪市淀川区西中島五丁目６番６号

4．実施事業所の名称及び所在地　株式会社公文教育研究会　大阪市北区梅田一丁目２番２号　株式会社くもん出版　大阪市淀川区西中島五丁目６番６号　株式会社日本公文教育研究会　大阪市淀川区西中島五丁目６番６号　株式会社くもんサービス　大阪府摂津市鳥飼上三丁目３番12号　株式会社公文エルアイエル　大阪市淀川区西中島五丁目６番６号

5．厚生年金基金から基金型企業年金への移行に伴う認可を受けて基金型企業年金が成立した年月日　平成21年７月１日

6．消滅した厚生年金基金の名称及び所在地　公文厚生年金基金　大阪市淀川区西中島五丁目６番６号

平成 21 年７月 24 日

大阪市淀川区西中島五丁目６番６号

公文企業年金基金

理事長　亀井　正雄

東京都目黒区公債抽せん公告

東京都目黒区公債の定時償還について、次のとおり抽せんいたします。

銘柄	償還金額	償還期日
東京都目黒区公債平成11年度第２回	123,200千円	平成21年10月25日
目黒区公債平成12年度第２回	230,500千円	平成21年10月25日

1．抽せん日時　平成21年８月11日　午前10時より

2．抽せん場所　株式会社みずほ銀行（東京都千代田区内幸町１丁目１番５号）

3．抽せん方法　全数抽せん

平成 21 年７月 24 日　　東京都目黒区

東京都江東区公債償還公告

抽せんの結果、東京都江東区公債を次のとおり償還いたします。

銘柄	償還期日	償還金額	１万円券	10万円券	100万円券	1000万円券
平成11年度第１回	平成21年９月25日	61,420千円	６・27	48～50 55	12	30・31 44～46 83
平成11年度第２回	平成21年９月25日	60,500千円		27・28 39 55 66		14 33 40～43
平成12年度第１回	平成21年９月25日	122,640千円	11・12 49・50	18～21 28 53	5 12	102～105 130～134 159～161

平成 21 年７月 24 日　　東京都江東区

職員の免職処分

大阪市職員　永田　　尚

地方公務員法第28条第１項第１号及び第３号により免職する。

平成 21 年７月 24 日　大阪市長　平松　邦夫

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年一月十九日

掲載頁　一一九頁（号外第八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年一月十九日

掲載頁　一一〇頁（号外第八号）

平成二十一年七月二十四日

栃木県日光市小代一五三九番地

（甲）株式会社ヨックモック

代表取締役　藤縄　利康

東京都港区南青山五丁目三番三号

（乙）株式会社ヨックモック

代表取締役　藤縄　利康

代表取締役　渡邊　太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併の概要は次のとおりです。

一、合併効力発生日　平成二十一年十月一日

二、合併承認決議　甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しており、乙の株主総会の承認決議は平成二十一年八月十八日を予定しております。

三、その他　甲は合併効力発生日をもって商号をシチズンマイクロ株式会社と変更いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月九日

掲載頁　九十五頁（号外第一二〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年七月一日

掲載頁　一五六頁（号外第一三九号）

平成二十一年七月二十四日

埼玉県狭山市富士見二丁目一五番一号

（甲）シチズン狭山株式会社

代表取締役　吉田　　勝

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷字町田一〇〇六番地

（乙）シチズン埼玉株式会社

代表取締役　小倉　　守